

令和4年第10回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	令和4年7月22日 午前10時00分
	場 所	厚岸町役場 2階 庁議室
開 会 日 時		令和4年7月22日 午前10時00分
閉 会 日 時		令和4年7月22日 午前10時30分
出 席 委 員		田 辺 正 保
		濱 秀 利
		森 脇 直 美
		成 澤 幸 恵
欠 席 委 員		
会議録署名 委 員	教 育 長	酒 井 裕 之
	委 員	森 脇 直 美
会議出席 者	教 育 長	酒 井 裕 之
	事務局職員	指導室長 廣 瀬 巧 学校給食センター所長 小 池 裕 子 管理課長補佐 車 塚 洋 生涯学習課長 早 川 知 記 海事記念館長 千 葉 隆 行 スポーツ課長 高 橋 俊 彦
	その他の者	

議事日程

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(議 案)	
	議案第33号	厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】
	議案第34号	厚岸町教育委員会に属する事務局職員の異動について【原案可決】
6		閉会

令和4年第10回厚岸町教育委員会

令和4年7月22日

午前10時00分開会

●教育長 ただいまから、令和4年第10回厚岸町教育委員会を開会
します。これから、本日の会議を開きます。

 なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおり
であります。

●教育長 日程第2「会期の決定」について、委員会の会期を本日
7月22日の1日間としてよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 それでは、会期を本日7月22日の1日間といたします。

(はい。の声)

●教育長 日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。
令和4年6月24日に開催した第9回教育委員会の会議録の
承認であります。会議録署名委員の濱委員、私がそれぞ
れ署名済みでありますので、これをもちまして承認といた
します。

●教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてでありま
す。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定によ
り、森脇委員を指名いたします。

●教育長 日程第5、議案第33号「厚岸町語学指導等を行う外国青

年任用規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●指導室長

ただ今上程いただきました、議案第33号「厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」、その内容と提案理由についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

この規則は、外国青年招致事業により、教育委員会に配置され、語学指導等を行う外国語指導助手、いわゆるALTとして職務に従事する外国青年の勤務条件等を定めることを目的としております。

今回の改正についてであります。ALTの任期につきましては、当該規則で最長5年間と規定しておりますが、ALTの斡旋を行っている一般財団法人自治体国際化協会より、新型コロナウイルス感染症に伴う外国人の新規入国停止が長期化した場合、外国語教育の充実等に支障を来す恐れがあるとの理由から、今年度5年目の任期が満了となるALTについては、特例として1年間の再任用を可能とする旨、通知がありました。

当町のALT2名についても令和4年7月に5年目の任期を満了し、当該取扱の対象となり、両名とも今回再任用することとなったため、特例再任用に関する規定を追加いたしたく、本案を提出するものであります。

改正内容については、別にお配りしている議案第33号説明資料「厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部を改正する規則新旧対照表」により説明させていただきます。

説明資料をご覧ください。

現行の附則を附則第1項とし、これに見出しとして「施行期日」を追加するものであります。

次に項番号の整理として、第2項を追加し、これに見出しとして「特例再任用」を追加し、それに伴う附則を新たに追加するものであります。

議案書1ページにお戻り願います。

附則でございます。この附則は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上簡単ではありますが、議案第33号「厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由とさせていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●教育長 内容は、外国語指導助手の特任再任用に関する規定の追加に伴う改正についてであります。

これから質疑を行います。

●濱委員 現在、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況なので、今年度については特例として1年間の再任用を可能とするという通知に基づいて対応するとのことですが、このコロナの状況が、例えば、来年、再来年と、もし、現在の状況が長引いた場合は、どの様に対応していくのでしょうか。

●指導室長 現在のところは、全体の状況として、次期ALT予定者の入国も開始されており、徐々にではありますが正常化に向っております。今後、さらなる変更等ということが生じた場合は、別途検討するということになるかと思っております。引き続き、通知等を含め、留意し、指示等あった際にはその都度、検討してまいりたいと考えており

ます。

●教育長 他にありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第34号「厚岸町教育委員会に属する事務局職員の異動について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長補 佐 ただ今上程いただきました、議案第34号、「厚岸町教育委員会に属する事務局職員の異動について」、その内容をご説明いたします。

議案書2ページをご覧ください。

厚岸町教育委員会に属する事務局職員の異動について、別紙のとおり決定する。

厚岸町教育委員会職員の人事について決定いたしましたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第4号の規定により、本案を提出するものであります。

3ページの別紙をご覧ください。

～別紙により説明～

以上、簡単な説明ですが、教育委員会事務局職員の異動についての説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長 内容は、教育委員会職員の令和4年7月31日付け退職に伴う人事異動についてであります。

これから質疑を行います。

●田辺委員 今回の人事異動に伴い、スタッフ1名が減となるかと思うのですが、職員の補充と言いますか、その点の見通しは何かあるのでしょうか。

●管理課長補佐 現状としましては、スタッフ制を活用した中での管理課内部での対応ということを検討しているということ以上のことは、現時点では明言できるものがないということをご理解願います。

●教育長 他にありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 その他、総体的に何かございますか。

(ありませんの声)

●教育長

以上で、本日の会議日程は全て終了しました。
これをもちまして、第10回教育委員会を閉会します。